

令和8年度（2026年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業 （予防・健康づくり普及啓発）業務委託仕様書

この業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、県が実施する「令和8年度（2026年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業（予防・健康づくり普及啓発）業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に係る企画コンペを実施するに当たり、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の概要を明らかにし、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県国保ヘルスアップ支援事業（予防・健康づくり普及啓発）業務委託

2 本業務の概要

（1）目的

人生100年時代を迎えるに当たって、県民がより長く、元気に活躍できるよう「健康寿命」の延伸を目指した健康づくりの取組みを積極的に進めるために、市町村国民健康保険者が実施する保健事業を支援していく必要がある。

本業務では、県民一人ひとりの健康づくりをサポートする社会環境の整備を目指し、国民健康保険被保険者の日常生活の中で、生活習慣病の予防と健康づくりを促し、健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

（2）対象

国民健康保険被保険者。

特に30～50歳代の健康無関心層※をメインターゲットとする。

※健康に関する行動や意識が低い、またはほとんど関心を持たない人々。

（3）委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

（4）委託限度額

16,500千円を上限とする。

※上記金額には、本業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を含む。また、提案の目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

3 委託内容

疾病予防や健康づくりを効果的に推進するため、以下の9つのテーマに関して、30～50歳代の健康無関心層をターゲットとし、県民の行動変容へ繋がる最適な方法で、効果的な普及啓発を行うこと。なお、国で示されている各種普及月間や週間*にあわせ、より効果的な県民への働きかけを行うとともに、各事業における効果測定を行うこと。

【疾病予防及び健康づくりに関する9つのテーマ】

- (1) 健康づくり
- (2) 睡眠
- (3) がん予防
- (4) 骨折予防
- (5) 糖尿病予防
- (6) 歯科保健
- (7) 循環器病予防
- (8) 特定健診受診率向上
- (9) 適正服薬

4 提案に係る留意事項

- (1) 30代～50代の健康無関心層を主なターゲットとし、県内全域を対象とした啓発となるよう工夫すること。
例) 県が応援するプロスポーツチームとのタイアップ等
- (2) ナッジ理論の活用等により、対象者の行動変容につながる普及啓発となるよう工夫すること。
- (3) どのような広報媒体においても、対象が国民健康保険被保険者であることを明示すること。
- (4) SNS、テレビ、新聞、交通広告、屋外プロモーション、フリーペーパー等、様々な広報媒体の効果的な選択・組み合わせにより、最大の効果となる提案とすること。
- (5) イベント等の実施に際しては、テレビや新聞等で取り上げられるよう働きかけを行い、パブリシティ効果が高まるよう工夫すること。
- (6) 県、市町村及び関係団体がホームページ等で発信している国保関連の各種情報を相互リンクさせるなど、対象者に対してより多くの情報を提供するよう工夫すること。
- (7) 教材等を除き、チラシやノベルティグッズ等の個人への配布物の作成は対象外とする。

5 スタッフ体制

本業務に必要とされるスタッフを配置し、業務の遂行に支障のないようにすること。また、業務の進行管理など業務全般に関する責任者を明確にすること。

6 業務完了報告等

業務完了後速やかに業務完了報告書（2部）を健康づくり推進課に提出すること。

また、本事業で作成した成果品は、業務完了までに当課が指定する方法で納品すること。

7 その他留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。ただし、打合せを短縮して実施できるよう、受託業者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託業者で記録を残し速やかに県に提出すること。
- (2) 受託者が制作したデータ、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作物の著作権人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (4) 成果物は、熊本県が自由に二次使用できるものとする。特に、県の他事業に当事業の成果物を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。
- (6) 本業務において知り得たいかなる個人情報も、目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (7) 受託者の責に帰すべき理由により、県または第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、県と受託者が協議の上決定する。
- (9) 業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ定める。

【参考】

* 各種普及月間や週間

時期	内容
9月1日～30日	健康増進普及月間（食生活改善普及運動含む）
9月3日、3月18日	睡眠の日
10月1日～31日	がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間
10月8日	運動器の健康、骨と関節の日
10月10日	転倒予防の日
10月17日～23日	薬と健康の週間
10月20日	世界骨粗しょう症デー
11月1日～30日／ 14日	糖尿病予防月間／世界糖尿病デー
11月8日	いい歯の日
3月9日	脈の日